

# 重要事項説明書（小規模多機能型居宅介護サービス）

指定小規模多機能型居宅介護サービス及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護サービスの提供にあたり、以下のとおり重要事項を説明いたします。

## 1. 事業者

名 称	株式会社アミューズケア			
所 在 地	札幌市中央区南 18 条西 12 丁目 4-35 エステラ弐番館 202			
法人種別	株式会社			
代表 者	代表取締役 滝野 昇			
連 絡 先	電 話	011-211-0652	F A X	011-211-0752

## 2. 事業の目的と運営方針

事業目的	小規模多機能型ホーム アミューズ淵野辺は、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、食事、入浴、排泄等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
運営方針	小規模多機能型ホームホーム アミューズ淵野辺は、通いを中心として、訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めます。 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的サービスの提供に努めていきます。

## 3. 事業所

名 称	小規模多機能型ホーム アミューズ淵野辺				
指定番号	1 4 9 2 6 0 2 0 5 5				
所 在 地	神奈川県相模原市中央区相生 1 丁目 5 番 2 号				
電話番号	042-851-4463				
営 業 日	3 6 5 日				
営業時間	訪問サービス	2 4 時間			
	通いサービス	午前 9 時から午後 4 時まで			
	宿泊サービス	午後 4 時から午前 9 時まで			
通常の事業の実施地域	相模原市				
登録定員	1 8 名				

利用定員	通いサービス	9名	※当事業所は、原則として利用申込みに応じますが、ご登録を頂いている場合であっても、利用定員を超過する場合には、通いサービス、又は宿泊サービスの提供ができない日がある場合がありますので、ご了承ください。
	宿泊サービス	3名	

#### 4. 職員体制

区分	常勤		非常勤		備考	保有資格	業務内容
	専従	兼務	専従	兼務			
管理者		1				介護福祉士	業務及び職員等の管理
介護支援専門員			1			介護支援専門員	介護計画の作成 連携先との連絡調整
介護従業者	5	1	2			初任者研修 実務者研修 介護福祉士 正准看護師	日常生活の支援等

#### 5. 利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	1 あり	実施日		
		結果の開示	1 あり 2 なし	
第三者による評価の実施状況	2 なし  ① あり	実施日		
		評価機関名称		
		結果の開示	1 あり 2 なし	
		2 なし		

## 6. サービス内容

### (1) 介護保険給付サービス

種類	内容		利用料														
通い サービス	食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供及び食事の介助をします。</li> <li>・職員が利用者の身体状況、嗜好、栄養のバランスに配慮して作成した献立表に基づいて提供します。</li> </ul>	<p>要介護度に応じて算出します。</p> <p>・利用料（1月当たり） = 下記単位の1割または2割および3割</p> <table> <tbody> <tr><td>要支援1</td><td>3,450 単位</td></tr> <tr><td>要支援2</td><td>6,972 単位</td></tr> <tr><td>要介護1</td><td>10,458 単位</td></tr> <tr><td>要介護2</td><td>15,370 単位</td></tr> <tr><td>要介護3</td><td>22,359 単位</td></tr> <tr><td>要介護4</td><td>24,677 単位</td></tr> <tr><td>要介護5</td><td>27,209 単位</td></tr> </tbody> </table>	要支援1	3,450 単位	要支援2	6,972 単位	要介護1	10,458 単位	要介護2	15,370 単位	要介護3	22,359 単位	要介護4	24,677 単位	要介護5	27,209 単位
要支援1	3,450 単位																
要支援2	6,972 単位																
要介護1	10,458 単位																
要介護2	15,370 単位																
要介護3	22,359 単位																
要介護4	24,677 単位																
要介護5	27,209 単位																
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴または清拭を行います。</li> <li>・衣類の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助を行います。</li> </ul>	<p>法定代理受領の場合は、利用負担は各ご利用者様の負担割合に応じた額となります。</p>															
排泄	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に応じて適切な介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行います。</li> </ul>	<p>・登録日から 30 日以内の期間は、初期加算として1日につき30単位を加算します。</p> <p>・以下の加算を算定する場合は、利用者及びその家族へ通知を行い、同意を得た上で請求いたします。</p> <p>○認知症加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(Ⅲ) 760 単位／月</li> <li>(Ⅳ) 460 単位／月</li> </ul>															
機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・状況に適した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。</li> </ul>	<p>○看護職員配置加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(I) 900 単位／月</li> <li>(II) 700 単位／月</li> <li>(III) 480 単位／月</li> </ul>															
健診 チェック	<ul style="list-style-type: none"> <li>・血圧測定等、利用者の全身状態の把握を行います。</li> </ul>	<p>○看取り連携体制加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>64 単位／日</li> </ul> <p>(死亡日及び死亡日前30日以下)</p> <p>○訪問体制強化加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1,000 単位／月</li> </ul> <p>○総合マネジメント体制強化加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1,200 単位／月</li> </ul>															
送迎 サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・希望により、ご自宅と事業所間の送迎サービスを行います。</li> </ul>	<p>○サービス提供体制強化加算 (I)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>750 単位／月</li> </ul> <p>○科学的介護推進体制加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>40 単位／月</li> </ul> <p>○生産性向上推進体制加算 (I)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>100 単位／月</li> </ul>															
訪問 サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者のご自宅にお伺いし、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。</li> </ul>																

宿泊サービス	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排泄等の日常生活上の世話や機能訓練を行います。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記単位について、法律改正等により変更があった場合は、それに準ずるものとなります。</li> <li>※ (令和6年5月迄) 別途合計額に10.2%相当の介護職員処遇改善加算および1.7%相当のペースアップ等支援加算が加わります。</li> <li>※ (令和6年6月から) 介護職員処遇改善加算とペースアップ等支援加算が一本化され、合計額に処遇改善加算(Ⅲ)13.4%相当が加わります。</li> </ul>
--------	---	---

## (2) 介護保険給付外費用

種類	内容
食事代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事代は介護保険給付の対象外です。実費をお支払い下さい。費用は次のとおりです。 朝食 350円、昼食 550円、おやつ100円、夕食 550円</li> </ul>
宿泊代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一泊につき 個室利用 : 1,700円 をお支払ください。</li> </ul>
おむつ代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・おむつ代は別途実費をご負担いただきます。</li> </ul>
交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の実施地域を超えて行うサービスに要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費をお支払ください。 なお、自動車を使用した場合の交通費及び送迎にかかる費用は次の通りです。 1Kmにつき 20円</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種リース代等は別途実費をご負担いただきます。</li> <li>・上記以外に利用者の選択による趣味活動教材費および行事に係る費用等は実費となります。</li> </ul>

## 7. サービス利用に当たっての留意事項

欠席の連絡	利用日当日に欠席をする場合には、前日までに当該事業所へその旨を連絡してください。
居室の利用迷惑行為	浴室、食堂等入居者の共同施設は本来の目的に従ってご利用ください。サービスの提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等がみられた場合には利用の中止をしていただくことがあります。けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかける行為はご遠慮ください。定められた場所以外及び時間外の喫煙または飲酒はご遠慮ください。
所持品現金等	当該事業所内での貴重品の紛失・破損等の責任は負いかねます。

その他	サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては入浴サービス等を中止する場合があります。
-----	---

#### 8. 協力医療機関

名 称	晃友脳神経外科眼科病院
所 在 地	相模原市緑区大島 1605 番地 1
電 話 番 号	042-761-2100
診 察 科	内科・脳神経外科
入 院 設 備	あり
協力関係の概要	傷病等により利用者に病状の変化が生じた場合、又はその他必要な場合には、迅速に適切な対応をとる

名 称	医療法人社団ナチュラルスペース
所 在 地	横浜市戸塚区品濃町 1835-29
電 話 番 号	
診 察 科	一般歯科
入 院 設 備	なし
協力関係の概要	傷病等により利用者に病状の変化が生じた場合、又はその他必要な場合には、迅速に適切な対応をとる

#### 9. 非常災害時の対策

非常災害時の対策	管理者を災害対策担当者とし、サービス提供中に天災その他の災害が生じた場合には、利用者の避難等適切な措置を講じます。
消 防 計 画	責任者
避 難 訓 練	年2回、火災、地震等を想定した訓練を行います。可能な限り協力をお願いします。
防 災 設 備	自動火災報知設備 消火器 誘導灯
業務継続計画	災害時及び感染症拡大時の業務継続計画を策定し可能な限り災害時等においても介護サービスが提供できる体制を整える等の取組を行っております。 ※取組未実施の場合所定単位数より1%の減算となります。

#### 10. 事故発生時の対応

事 故 発 生 時 の 对 応	① 事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を迅速に行います。 ② 当該事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録を
--------------------	---

	<p>行います。</p> <p>③ 利用者に対する指定小規模多機能型居宅介護及び指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかにその損害を賠償します。ただし、損害の発生が不可抗力によるときは事業者は賠償の責めを負わないものとし、利用者の重過失による場合は、賠償額を減ずることができるものとします。</p> <p>④ 事故が生じた際には、その原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じます。</p>
--	---

### 1 1. 高齢者虐待防止の推進

虐待防止の取組	<p>① 高齢者虐待防止委員会を設置し年に1回以上の委員会及び事案の検討会を開催します。</p> <p>② 高齢者虐待防止委員会では通報、相談等があった場合、速やかに臨時の検討会を開催し必要な措置を講ずるものとします。</p> <p>③ 高齢者虐待が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を迅速に行います。</p> <p>④ 当該虐待の状況及び虐待に際して施した措置についての記録を行います。</p> <p>⑤ 事業所職員は高齢者虐待防止の取組を行い、併せて委員会・検討会記録の共有及び年1回以上の研修等を行い知識の研鑽・普及・啓発を行うものとします。</p>
---------	---

### 1 2. 身体拘束の適正化に対する取組

身体拘束の適正化に対する取組	<p>① 身体拘束の適正化委員会を設置し、事案の緊急的な発生時には必要な措置を迅速に行います。</p> <p>② 緊急時やむを得ない身体拘束を必要とする場合、ご本人またはご家族等へ状況を詳しくご説明させて頂き同意を頂くことがあります。</p> <p>③ 緊急時やむを得ない身体拘束を必要とする場合、必要な可否検討及び経過については記録を行います。</p> <p>④ 事業所職員は身体拘束の適正化に取組、新規入職時及び年1回以上の研修等にて知識を普及・啓発するものとします。</p>
----------------	--

### 1 3. 地域との連携

地域との連携	運営推進会議を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言を聞く機会を設けます。
--------	---

### 1 4. 個人情報保護

個人情報保護	<p>① 職員は、正当な理由がある場合を除き、利用者に対する介護サービスの提供に際して知り得た利用者及び利用者の家族の秘密を漏らしません。</p> <p>② 職員が業務上知り得た利用者、利用者の家族及び身元引受人の秘密を退職後漏らさ paramString がないよう必要な措置を講じます。</p> <p>③ 利用者または利用者の家族の情報を第三者に提供する場合は、</p>
--------	---

	事前に文書で同意を得ることとします。
--	--------------------

#### 15. 苦情申立

当事業所 相談室	<p>担当者 : 管理者      ご利用時間 : 每日 10:00~16:00      ご利用方法 : 電話 042-851-4463 FAX 042-851-4472      面接 随時      投書 ホーム内に設置した苦情箱に投函して下さい。</p>
苦情処理 の体制・ 手順	<p>① 苦情があった場合は管理者が相手に連絡を取り、直接会うなどして詳しい事情を聞く。      ② 検討を行う事情が生じた場合検討会議を行う。      ③ 検討後翌日までには具体的な対応を行う。(利用者への謝罪など)      ④ 記録を台帳に保管し、再発防止に役立てる。</p>
外部の 苦情窓口	<p>① かながわ福祉サービス運営適正化委員会      神奈川県横浜市神奈川区反町 3-17-2 TEL 045-311-8861      ② 神奈川県国民健康保険団体連合会 介護福祉部 介護保険課      神奈川県横浜市西区楠町 27-1 TEL 045-329-3447      ③ 相模原市 福祉基盤課      神奈川県相模原市中央区中央 2-11-15 TEL 042-769-9226</p>

#### 16. その他

事業所の運営	<p>① 職員等の質の向上を図るため、次のとおり研修の機会を設ける。      1) 採用時研修 採用 3ヶ月以内      2) 経験に応じた研修 随時</p> <p>② 事業所はこの事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備する。</p> <p>③ 当該事業所の運営規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、株式会社アミューズケア代表者と当該事業所管理者が協議の上定めるものとする。</p>
--------	---

私は、書面に基づいて乙の職員（職名 氏名 ）  
から上記重要事項の説明を受けたことを確認します。  
本重要事項説明書は、2通作成し署名捺印の上、各自一通を保有する。

年 月 日

利用者 住 所

氏 名 印

利用者の家族等 住 所  
(身元引受人)

氏 名 印  
(続 柄)

## 個人情報提供同意書

私（利用者及びその家族）の個人情報については、次に記載するところにより必要最小限の範囲内で提供することに同意します。

記

### 1. 使用する目的

- (1) 利用者のための小規模多機能型居宅介護計画及び介護予防小規模多機能型居宅介護計画に沿って円滑にサービスを提供するために、実施されるサービス会議、介護支援専門員と事業者との連絡調整等において必要な場合。
- (2) 利用者が施設等に入所を希望する際、施設等の介護支援専門員と連絡調整をする場合。
- (3) 相模原市等行政機関より、情報提供の要請を受けた場合。
- (4) 利用者が医療機関への受診および入院を希望する際、医療機関から情報提供の要請を受けた場合。

### 2. 条件

- (1) 個人情報の提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないように細心の注意を払うこと。
- (2) 個人情報を使用した会議、相手方、内容等の経過を記録しておくこと。

年      月      日

小規模多機能型居宅介護事業所・介護予防小規模多機能型居宅介護事業所  
小規模多機能型ホーム アミューズ淵野辺 様  
【及び上記の1. 記載の各事業者様】

利 用 者 住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_ 印

利用者の家族 住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_ 印  
(続柄 )

( 同 ) 住 所\_\_\_\_\_

氏 名\_\_\_\_\_ 印  
(続柄 )